

～院内感染対策に関する取組事項～

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、院内感染対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策の組織に関する事項

院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、「院内感染対策委員会」を設置し、月1回および必要時に会議を開催しています。さらに、「院内感染対策チーム（ICT）」を設置し、院内感染対策の実務を行います。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての事項

全職員を対象とした感染対策に対する意識・知識・技術向上を図るための研修を年2回程度実施しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症が特定された場合は、速やかに保健所へ届出を行うほか、当院の検査室からは、院内感染上問題となる細菌の検出状況を週報として院内感染対策チーム（ICT）に報告・把握し、必要に応じて職員に注意喚起を実施します。また、1週間に1回、定期的に院内を巡回し、院内感染対策の実施状況の把握・指導を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、院内感染対策チーム（ICT）が速やかに対応します。必要に応じて院内感染対策委員会が開催されるほか、各種の届出や連絡を行います。また、他の患者さんへの影響を考慮し、個室で管理させていただく場合があります。

6. 患者および職員への情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、正面玄関ホール等にポスターを掲示したり、ホームページに掲載したりして広く情報提供を行います。あわせて感染対策の意義および手指衛生・マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いします。

7. 新興感染症や院内アウトブレイクの発生時への取組みに関する事項

当院は、感染症法第38条第2項の規定に基づき長崎県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関です。新興感染症発生時には、院内のゾーニングや動線の整備、診療体制を確立し対応します。また、有事の際は、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関と連携を行います。

8. 地域連携に関する事項

当院は感染対策向上のため、少なくとも年4回、感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加し、情報共有を行い感染対策の質向上に努めています。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加しています。

9. その他院内感染対策推進のために必要な事項

院内感染対策マニュアルを各部署へ配備し、定期的な見直しを行います。また、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員へ周知を行っています。